

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原 告 武田 悅子 ほか821名

被 告 国・東京電力株式会社

## 準備書面(32)

### 初期混乱期以降の継続的被害について

2016(平成28)年5月9日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝
同	廣	田	次	男	代
同	鈴	木	堯	博	代
同	米	倉		勉	代
同	筆	山	尚	人	代
同	渡	辺	淑	彦	代
同	坂	田	洋	介	代
同	吉	田	悌	郎	代
同	鳥	飼	康	二	外



## <目次>

第1 はじめに ~初期混乱期以降の継続的被害とは何か	… 4 頁
第2 被侵害利益 ~平穏生活権の侵害	… 5 頁
1 本件原発事故で原告らが失ったもの	… 5 頁
2 原告らが侵害された平穏生活権 ~身体権に直結した平穏生活権	… 7 頁
第3 原告らが被った具体的な損害	… 8 頁
1 放射線被ばくに対する不安	… 8 頁
(1) 低線量被ばくの健康影響についての未解明性	… 8 頁
(2) アンケート結果等に見る、原告らの放射線被ばくへの不安	… 10 頁
ア アンケート調査報告書（甲 A148）	… 10 頁
イ 陳述書自由記載欄についての報告書（甲 A147）	… 12 頁
ウ 東京災害支援ネット調査報告書（甲 A152）	… 14 頁
エ 小括	… 15 頁
(3) 地域の放射能汚染について	… 16 頁
(4) 食品の汚染について	… 19 頁
ア あらゆる食品の放射能汚染に関する新聞報道	… 19 頁
イ アンケート報告書（甲 A148）	… 21 頁
ウ 自由記載欄報告書（甲 A147）	… 21 頁
エ 東京災害支援ネット調査報告書（甲 A152）	… 22 頁
2 原発事故が収束していないことについての不安	… 23 頁
(1) アンケート報告書（甲 A148）	… 24 頁
(2) 自由記載欄報告書（甲 A147）	… 24 頁
3 人間関係の分断や軋轢	… 25 頁
(1) アンケート報告書（甲 A148）	… 27 頁
(2) 自由記載欄報告書（甲 A147）	… 27 頁
(3) 東京災害支援ネット報告書（甲 A152）	… 29 頁
4 生活の質や地域力の低下	… 29 頁

(1) アンケート報告書（甲 A148）	… 32 頁
(2) 自由記載欄報告書（甲 A148）	… 34 頁
ア 日常生活の変化（原発事故後の様々な生活上の制限）に関する記述	… 34 頁
イ 原発事故後の経済状況の悪化に関する記述	… 36 頁
ウ 子どもに関する教育その他の不安に関する記述	… 36 頁
エ 地域力の低下への不安に関する記述	… 38 頁
オ 趣味や生きがいを失った苦痛に関する記述	… 38 頁
(3) 東京災害支援ネット報告書（甲 A152）	… 39 頁
5 事業者の被害について	… 39 頁
(1) アンケート報告書（甲 A148）	… 40 頁
ア 農業従事者	… 40 頁
イ 漁業従事者	… 40 頁
ウ 林業従事者	… 41 頁
エ 観光業従事者	… 41 頁
(2) 自由記載欄報告書（甲 A148）	… 41 頁
第4 まとめ（被告国や被告東電の棄民政策を許してはならない）	… 42 頁

## 第1　はじめに　～初期混乱期以降の継続的被害とは何か

本件原発事故の発生により、原告らいわき市民は、特に本件原発事故直後の初期混乱期においては、原発の爆発に伴う死の恐怖に怯え、大半のいわき市民が一時的にせよ困難な避難生活を選択し、また、この時期に市内に止まった市民も、混乱の中での生活物資の調達等をはじめとして、様々な困難に直面した。この初期混乱期の原告らの損害については、原告ら準備書面（31）において詳述したとおりである。

そして、こうした初期段階における異常な混乱が一定程度収束した後ににおいても、原告らは、現在に至るまでこれから述べるような様々な被害を日々受け続けている（継続的被害）。

原告らは、低線量とはいえ、放射性物質によって汚染されたいわき市において日々生活をせざるを得ない。その居住地域は、大気、土壌、地下水、河川、海洋など環境全体の汚染が現在も続き、ホットスポットと呼ばれる高線量の地域が点在している。除染も計画通りに進んでいないし、その効果も乏しい。そして、実際上は山林などの除染は困難であるし、除染廃棄物についても根本的な解決策がないままであり、各地に放置された状態である。

さらに、福島第一原発自体が依然として不安定な状態であり、汚染水問題をはじめ現在でも放射性物質を放出し続けている。とても本件原発事故が「収束」したと評価できる状態ではない。そして、再度大地震や津波の可能性は否定しきれず（たとえば、茨城県沖は地震の空白地帯となってい）、その場合、今回の事故以上に福島第一原発のコントロールができないことは明白である。現在の福島第一原発が、原発の新規制基準はもちろん、旧基準にも満たない極めて危険な原発であることからすればあまりにも明白な事実である。その場合、今回の事故以上の放射性物質が大量に外部環境に放出するということになり、大量の被ばく、避難などの被害を再び受けることになりかねない。そして、いわき市でさえ強制避難の対

象地域になる可能性もあるのである。福島第一原発から距離的に非常に近い位置にあるいわき市に居住する原告らは、いわば24時間365日放射性物質の危険と常に隣り合わせの状態で生活しているのである。

こうした中、原告らは、地域の放射能汚染により、これまでの地元の山や海などから自然の恵みを享受することができなくなった。原告らは、後で見るとおり、本件原発事故後、放射能汚染を避けるために、食品についても地元で採れた食品を避けるようになったり、水についても、水道水や井戸水ではなく、市販の水を購入したりすることが多くなった。また、子ども達も、本件原発事故前と比べて、外で遊ぶことも制限されるなど、日常的に被ばくを意識しながらの行動を強いられることになった。

そして、今もなお、放射線被ばくを受ける生活に強い苦痛と不安を感じ、それによる健康影響への恐怖・不安は続いている（山下祐介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興』（明石書店・2013年）125頁以下では、こうした放射能汚染地域では、地域にとどまりながらも日常生活が平常に行われていないという意味で、そこでも原発避難が行われているというべきであり、これを「生活内避難」という言葉で表現している）。

本準備書面では、こうした、本件原告らが、本件原発事故初期における混乱期が一定程度収束した後の時期から現在に至るまでの間に、日々継続的に受け続けている様々な被害の実態について論じるものである。

## 第2 被侵害利益～平穏生活権の侵害

### 1 本件原発事故で原告らが失ったもの

本件原発事故により、原告らは、これまでの生活そのものを失った。

原告らは、居住する場所を選択し、その地域で家庭を築き、また学校や職場、地域社会などを通じて様々な人間関係を築くことにより各種の共同体を形成し、それらの共同体から多くの利益を受けて生活している。

原告らは、本件原発事故前は、地域における大気中の放射性物質の空間

線量などというものを気にすることではなく、自宅周辺の放射線量を気にすることもなかった。もちろん、地元で採れる海産物、農作物から検出される放射性物質などを気にすることもなかった。そして、被ばくによる健康状態を気にすることもなく、自然豊かな地域で家族や地域と繋がり、共同体を形成してきた。原告らは、自ら選んだ土地に家を建て、密接な人間関係の下で職業を選んで生計を立て、栽培した野菜や果物を近隣の住民と交換し合った。そして、近隣住民や近くに居住している親戚等の協力を得て子育てを行うなど、平穏で安全な日常社会生活を送り、人間関係、地位、財産、習慣や思い出等を築き上げてきた。

しかし、本件原発事故は、原告らのこのような「原発事故前の生活」そのものを壊し、大きく変容した。後述するように、日々の生活の中で放射線量を意識せざるを得ない生活を余儀なくされ、個々人が築き上げてきた人間関係、地位、財産、習慣や思い出等の様々な要素から、原告らを引き離し、分断したのである。

原告らの日常生活、社会生活関係は、本件原発事故によって壊され、大きく変容させられた。そして、これらは、残念ながら、地域の空間線量率が事故前の水準に戻り、かつ福島第一原発の各原子炉の廃止措置が終了するまで、は決して以前と同じような状態を取り戻すことはできないのである。

このような日常生活、社会生活関係の全てを破壊された被害は、政府が指定した避難区域の内外を問わず、また、避難した者らだけでなく、地元に滞在することになった者らにも等しく及んでいる。要するに、従前の居住地において、「平穏で安全な社会生活を営むこと」ができなくなったのである。ここでいう「社会生活」から享受する利益は、自己が選択した場所に居住し、そこで安全かつ平穏に生活し、人格を発達させ、内心の静穏を害されることなくといった、人が人として生きる基本的な権利をすべからく含むものである。

## 2 原告らが侵害された平穏生活権～身体権に直結した平穏生活権

いわゆる平穏生活権の概念や、原告らが被った平穏生活権侵害の内容については、すでに原告ら準備書面（20）において詳述したとおりである。

すなわち、平穏生活権には、騒音被害事件や嫌忌施設による生活妨害事件のように、精神的平穏が侵害される場合（精神的人格権）と、廃棄物処分場や遺伝子組み換え施設などから人体に有害な汚染水や病原体が流出し生命・身体に被害を受けるのではないかという深刻な恐れ・危惧による人格権侵害のような場合（身体権に直結した平穏生活権）がある。

そして、本件原告らが、初期混乱期以降の継続的な被害によって侵害された平穏生活権の性質も、この後者の身体権に直結した平穏生活権である。

本件原告らは、本件原発事故によって環境に放出された放射性物質により、自然放射線量率を大きく上回る放射線量率が計測されているいわき市内で、今も、そして今後も継続して日々の生活を送ることを余儀なくされている。そして、低線量被ばくの健康影響は科学的に未解明であり、健康に対する悪影響の可能性があるという事実はおよそ否定しがたく、またそこからくる不安やストレスは決して小さくはない（原告準備書面（4）参照）。

特に、福島県民の子どもを対象とした甲状腺検査の毎年の公表結果の内容は、決して減少や収束を示すものではなく、科学的な未解明性は変わらないものの、子ども自身や子どもを持つ親に対して、「健康影響に対する不安」が一生続くのではないかと思わせるのに十分なものである。

また、上記のように、本件原発事故は未だ収束しておらず、福島第一原発から近距離に居住する原告らにとっては、再び事故が起これば、大量の放射性物質に被ばくし、地域は混乱し、再び避難生活を余儀なくされるかも知れないという不安も大きい。

このような、原告らの放射線被ばく等に対する不安は、自らの生命・身体を害されるかも知れないという不安であり、そのような不安には客観的な根拠があるのであるから、原告らが上記継続的被害によって侵害される平穏生活権の性質は、まさにこの身体権に直結した平穏生活権なのである（吉村良一「自主的避難者（区域外避難者）と滞在者の損害」・『福島原発事故 賠償の研究』（日本評論社）224～225頁。なお、吉村は、本件で住民らが侵害された権利・法益は、単なる平穏な生活に関するものだけではなく、人々の生存諸条件への侵害とみることもできると述べている。）。

### 第3 原告らが被った具体的な損害

#### 1 放射線被ばくに対する不安

##### （1）低線量被ばくの健康影響についての未解明性

本件原発事故は、莫大な放射性物質を外部環境に放出することとなつた。この放射能は、大気、土壤、地下水、河川、海洋などの環境中に大量に放出し、人々が生きて行くための環境をことごとく汚染した。この放射能汚染は、現在もなお継続している。

原子力安全・保安院は、2011（平成23）年4月12日時点において本件原発事故により広い範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとして、国際原子力事象評価尺度（INDS）に基づき、最悪の「レベル7（深刻な事故）」に評価を引き上げた。この時点で、1979（昭和54）年のスリーマイル原発事故のレベル5を超える、1986（昭和61）年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵する状態に至った。

本件原発事故で大気中に放出された放射線物質の線量は、ヨウ素換算（国際原子力指標尺度〈INES評価〉）にして約900PBq（ペタベクレル、ヨウ素：500PBq、セシウム137：10PBq）とされている。放

出された放射性セシウムは、地表に降下した結果、土壤に沈着している。また、環境省によると、福島県内の  $1778 \text{ km}^2$  の土地が年間  $5 \text{ mSv}$  以上の空間線量を発する可能性のある地域に、同県内の  $515 \text{ km}^2$  の土地が年間  $20 \text{ mSv}$  以上の空間線量を発する可能性のある地域になった。

放射線、特に低線量被ばくが人体の健康に及ぼす影響については、先に述べたとおり未だ科学的に明確な知見が確立されていない。

この点、国際放射線防護委員会（ICRP）は、放射線被ばくによる晩発影響について「これ以下であれば放射線被ばくに起因する健康被害は生じない」というしきい値は存在しないと仮定するという、いわゆる LNT 仮説（直線しきい値なしモデル）を採用すべきとしている。

具体的には、

- ① 「委員会の放射線防護体系は、第一に人の健康を防護することを目的としている。その健康のための目的は比較的単純である。すなわち、電離放射線による被ばくを管理し、制御すること、その結果、確定的影響を防止し、確率的影響のリスクを合理的に達成できる程度に減少させることである」（ICRP 2007年勧告）
- ② 「年間およそ  $100 \text{ mSv}$  を下回る放射線量において、委員会は、確率的影響の発生の増加は低い確率であり、またバックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例すると仮定する。委員会は、このいわゆる直線しきい値なし（LNT）のモデルが、放射線被ばくのリスクを管理する最も良い実用的なアプローチであり、予防原則（UNESCO, 2005）にふさわしいと考える。委員会は、このLNTモデルが、引き続き、低線量・低線量率での放射線防護について慎重な基礎であると考える」（ICRP 2007年勧告）
- ③ 「現在、何を確率的影響と名付けるかは可能であるが、それらのタイプの影響についてしきい値の有無を実証することは不可能であ

ることを考慮し、委員会の1954年勧告は『すべてのタイプの電離放射線に対する被ばくを可能な限り低いレベルに低減するため、あらゆる努力をすべきである』と助言した（ICRP, 1955）。このことは、引き続いて、被ばくを『実際的に可能な限り低く維持する』（ICRP, 1959）,『容易に達成可能な限り低く維持する』（ICRP, 1966），またその後『経済的及び社会的な考慮を行なった上で合理的に達成可能な限り低く維持する』（ICRP, 1973）という勧告として公式化された」（ICRP 2007勧告）

ということである。

このように国際放射線防護委員会（ICRP）でさえも、放射線被ばくにおいて安全な数値はないとしているのである。

こうした状況の中、これから見るように、原告ら放射能汚染地域に居住する滞在者にとって、放射線被ばくに対する不安は極めて大きい。

なお、原子力損害賠償紛争審査会委員の中島肇も、『原発賠償 中間指針の考え方』（商事法務・2013年）の中で、「政府指示の根拠となっているICRPの勧告が、慎重な放射線防護の観点から（予防原則の立場に立って）、「しきい値なし直線仮説」を採用している以上、20mSv／年より低い線量の被ばくを懸念して回避する行動をすべて不合理なものと断じることはできないであろう。」と述べている（同書13頁）。

## （2）アンケート結果等に見る、原告らの放射線被ばくへの不安

上記の原告ら放射能汚染地域に居住する滞在者の放射線被ばくに対する不安感は、決して抽象的、観念的なものではない。これから見る客観的な資料によって、こうした滞在者の不安は、社会的な合理性、相当性を十分に有していることが分かるのである。

### ア アンケート調査報告書（甲A148）

本件原告らの被害の実態に関して、アンケート方式の陳述書（甲A146）が作成された。この陳述書は、各原告ごとに、それぞれの家

族や職業、本件原発事故時の状況、避難するか否かの決断、避難した人についてはその時期や理由、避難生活中の苦労、その後いわきに帰還した理由など、また避難しなかった人についてもその理由や苦労、妊婦の場合についての特別の苦労、現在の生活上の苦痛、将来の健康不安、家族や親族、周辺との人間関係、経済生活、職業生活上の苦痛、子どもの教育への不安、地域力の低下への不安、除染関係、趣味や生きがいを失ったことによる苦痛など、本件原発事故にまつわる多項目の質問に答える形式（選択肢を選ぶアンケート方式）となっている。

そして、甲 A 第 148 号証は、このように作成された各原告らの上記陳述書のアンケートを集計した結果の報告書である（以下、甲 A 第 148 号証を「アンケート報告書」という。）。

この中から、原告らの放射線被ばくへの不安に関する項目の集計結果を見ると、全体の 78.6% の人が、「放射性物質の危険性と隣り合っている不安が常にある」と回答した。その他、「地元産の食べ物をなるべく食べなくなりました」と回答した人は 57.3%、「水を購入するようになりました」と回答した人は 56.2% であった（16 頁）。

さらに、将来の健康不安について、「『低線量被ばく』による影響がはつきり分からぬことが不安」（74.2%）、「自分の現在や将来の健康に不安」（66.8%）、「子・孫の現在や将来の健康に不安」（60.7%）、「線量の高い食べ物を摂取したかもしれないという不安」（57%）、「自分の家族の体調不良が放射線被ばくの影響なのか分からぬ不安」（49.2%）、「子どもの甲状腺がん等の病気の可能性など、不安」（49.2%）という結果であった（18 頁）。

この集計結果を見ても、多くの原告らが、放射線被ばくによる健康に対する不安などを抱えながら生活していることが分かる。

#### イ 陳述書自由記載欄についての報告書（甲 A 1 4 7）

さらに、上記のアンケート方式の陳述書では、選択肢を設けるだけではなく、自由記載欄も設けられており、そこに既設の選択肢では表現しきれない各原告の被害状況や様々な想いなどが記載されている。

そして、甲 A 第 1 4 7 号証は、この陳述書の自由記載欄における各原告の記述のうち、代表的なものを選別し、それをまとめた報告書である（以下、甲 A 1 4 7 号証を「自由記載欄報告書」という。）。

原告らが、具体的にどのような放射線被ばくに対する不安を日々抱えて生活しているのか、その生の声の一部を以下で紹介したい。

「あの事故以来、私たちがどれだけの不安を抱いて生きていることか。低線量被曝が健康にもたらす影響、福島県産の食物への風評被害、福島で育った子ども達への差別の不安など、事故さえなければ無縁であったはずだ。」（原告番号 1 280 番・大島知彦・36 頁）

「気持ちは子供に与える水、食べ物、遊び場等に不安が離れず。いわき市に住むことで、どんなに個人で頑張ってもどうにもできない放射能への不安、福島県から出て暮らすことのできない苛立ちが不満になっている」（原告番号 1 769 番・南條幸子・37 頁）

「目に見えない放射線をすべて取り去って下さい。私たちはこれからを生きるのです。どんなに除染しても不安で仕方ありません。なぜなら前のようにならないからです。海に行くことの出来ない悲しさ、安全だといっても本当かどうか分からない。信じられない、不安です、不安です。」（原告番号 2 197 番・蛭田真雄・41 頁）

「今も放射線量が気になり、モニタリングポストの値を気にし、草取り、どぶ掃除なども避け、雨に当たらないようにし、マスクをして外出する生活が続いています。春になると蕨取り、タケノコ堀をしていましたが、それができない現実、こんな精神的苦痛を与えていたる國、東電に対し、元の生活を返せと訴えています。

す。」（原告番号2272番・館野睦子・44頁）

「自己所有の持ち家、土地には依然として高い放射線量を有するところが数ヶ所あり、そこで生活する上においての健康不安はある。」（原告番号2041番・氏家裕貴・26頁）

「被ばく検査でいくら大丈夫といわれても、未だ放射性物質をまき散らし続ける原発の近くに住み続けなければいけないので、健康不安は絶えない。」（原告番号2251番・遠藤真紀・27頁）

「放射線の影響があるのかないのか（出るか、出ないか）がわからず、避難先から戻ってきて良かったのか、判断が良かったのか悪かったのか答えが出ないとに対する不安。」（原告番号1049番・塩恭子・27頁）

「妻は、水道水が飲めなくなり、不安症になり、避難疲れと母の介護疲れ、そして、放射能不安になり、うつ症状になりました。」（原告番号2222番・馬上勇孝・28頁）

さらに、子どもは、大人に比べて放射線感受性が強く、放射線の健康影響を受けやすいことは確立した知見であり、一般的にも広まっている事実であるため、子どもを持つ世帯の不安は、より一層大きい。

「私は原発の事故後、2人の子供を出産しました。事故当事（ママ）は、不妊治療を受けていて、6年目でした。当事（ママ）は、このまま治療を続けるか悩みました。妊娠したと分かった時も、嬉しい気持ちと、生まれてくる子供の将来への不安で、複雑な心境でした。出産した今も、不安でいっぱいです。」

（原告番号2093番・阿部裕子・39頁）

「原発事故当時、2人目の子どもを妊娠中であった。とにかく子ども達の安全を考え、実家のある徳島県に避難した。避難していた約2ヶ月半、そして数年経った現在も、子ども達の健康が気がかりでならない。この不安は生涯抱き続けるであろう。」（原告番号2106番・金村仙愛・39頁）

「今でも福島にこのまま居住していて本当に子ども達に影響がないのか、学校生活を普通に送っているが、給食、プールでの水泳、グランドでの活動等不安があり、ストレスが抜けない。」（原告番号1231番・宇野澤知史・26頁）

「来年の出産に向けても、子どもにどんな影響があるか不安。他の地域の方々にはわかつていただけない不安や苦痛をどう伝えたらいいのか、どうすればわかつてもらえるのか、考えてもつきません。」（原告番号2188番・佐藤育恵・41頁）

「自分の娘が結婚し、来年（2015年）3月に第一子出産を迎えますがもし生まれた子供に障害があったらと思うと心配でしょうがありません。いわき市に移住したこと自体自責の念にかられてしまいます。」（原告番号2440番・小川美郎・47頁）

#### ウ 東京災害支援ネット調査報告書（甲A152）

さらに、本件訴訟の原告らを対象としたものではないが、原告らと同様に本件原発事故による放射能汚染地域に居住している滞在者に対する実態調査結果として、東京災害支援ネットが行った調査結果の報告書がある（甲A152・以下、「東京災害支援ネット報告書」という。）。

東京災害支援ネットとは、主に都内で東日本大震災・福島原発事故の被災者・被害者を支援する活動に携わっている弁護士・司法書士・市民等のボランティアグループである。この団体では、2014（平成26）年7月11日から同年9月5日までの間、本件原発事故による避難世帯と、本件原発事故による放射能汚染の被害を受けている地域（福島県及び栃木県北地域）にとどまっている被害地域住民を対象として、原発事故被害者の生活実態調査についてのアンケート調査を実施した。この調査は、住宅問題、医療・健康問題、高速道路などの交通費問題、生活費の増加などの避難生活の苦悩、子育て・教育、就

労、除染、保養など多岐にわたり、その結果をまとめたものが上記報告書である。

これを見ると、まず、「あなたが住む街に残留する放射能が健康に及ぼす影響に不安を感じますか」との質問に対し、「大人及び子どもたちの健康に不安を感じる」と答えた人は63%に達した(40頁)。また、「次の場所の放射線量については安全だと思いますか」との質問に対して、「地域の学校が安全だと思わない」と回答した人が60%、「地域の通学路が安全だと思わない」と回答した人が81%、「近隣の公園が安全だと思わない」と回答した人が76%、「自宅の庭が安全だと思わない」と回答した人が81%、「自宅の室内が安全だと思わない」と回答した人が62%おり、いずれも安全だと思うと回答した人の2倍から6倍近い割合に上っている(41頁)。

さらに、「原発事故に関連して将来の医療費への不安の具体的な内容」を聞く質問に対しては、「低線量被ばくの影響がどの位あるかわからない」という回答が92%に上り、「子どもに癌などが発症するのかどうか」という回答が85%、「被ばくをしていることにより、癌やその他の疾患になり医療費が増える」との回答が69%であった(41~42頁)。

また、「原発事故後の生活の中で、子ども達が感じるストレスの原因」を問う質問では、「放射能の健康への影響に対する不安」が87%に達しており、また、「子どもの健康面に関して、特に気を使っていることを教えて下さい」との質問に対しては、「農作物の産地、飲料水(飲食物が安全かどうか)」が68%、「放射線量の高いところには行かせないようにしている」が63%であった。

## エ 小括

このように、原告らを含む本件原発事故の放射能汚染地域において生活し続けている滞在者の多くが、放射線被ばくに対する様々な不安

を抱えながら日々生活していることが分かる。このような不安はまさに、通常人・一般人が感じる不安であり、社会的な合理性・相当性を十分に有するものである。

### (3) 地域の放射能汚染について

上記で述べたとおり、本件原発事故によって、原告らが住むいわき市も広範に放射能によって汚染された。訴状の44頁以下でも主張したが、各自治体等で公式な放射線の空間線量の計測値が公表されており、こうした公式な数値では、いわき市内は必ずしも放射線量が高くないと言われることもある。

しかし、そもそも放射能汚染は原発からの距離に応じて比例的に広がるとか、その地域ごとに均等に汚染されるというものではなく、よりスポット的に汚染されるものである。たとえば、雨樋の水が溜まる場所などのように、わずか1m離れただけで、放射線の空間線量率が何倍も異なる箇所は普通に存在しているものである。したがって、同じ地域（いわき市）といつても、計測する場所や計測の仕方によってまったく異なる結果となる（さらに、計測器によっても異なる数値が出る）。したがって、公式発表の放射線の空間線量のみをもって、いわき市は放射線量が低いと軽々に断ずることはできない。

この点、原告らは、独立行政法人国立高専機構福島工業高等専門学校布施政彦研究室が、本件原発事故後に定期的に行っていいたいわき市内各所の放射線測定の数値を書証として提出した（甲A9～15）。これを見ると、実際には行政が発表する公式な数値よりも高い線量が計測されるいわゆるホットスポットがかなりあることが分かる。

また、空間線量のみならず、除染がなされていない山林等の土壤汚染は相当深刻であるし、後述するように食品からの内部被曝の危険性もある。

さらに、福島民報の報道を見ても、次のような地域の放射能汚染の報

道がなされている（ただし、食品の放射能汚染については後記の（4）のア）。

- ・ 2011（平成23）年12月2日（甲A18の10）  
いわきの市民団体が独自に実施した放射線量調査で、いわき市北部の砂浜などで高い線量が計測された。
- ・ 2012（平成24）年7月1日（甲A18の17）  
福島県内に住む141人の乳幼児の尿からセシウムが検出された。
- ・ 2012（平成24）年7月18日（甲A18の17）  
いわき市豊間小学校のプールで、放射線の低減策としてプールサイドに厚さ22ミリ、約50枚の鉄板を敷き詰めた。
- ・ 2012（平成24）年7月20日（甲A18の17）  
アメリカスタンフォード大学のチームが、本件原発事故で放出された放射性物質により、今後50年以内に130人ががんで死亡する可能性があるとする試算を発表した。
- ・ 2012（平成24）年7月20日（甲A18の17）  
いわき市の久ノ浜二小などの小学校のプールから、放射性セシウムが検出された。
- ・ 2012（平成24）年7月27日（甲A18の17）  
いわき市の盤崎小学校のプールから1.04ベクレルの放射性物質が検出された。
- ・ 2012（平成24）年8月11日（甲A18の18）  
本件原発事故による放射性物質の影響で、チョウの一種である「ヤマトシジミ」に遺伝的な異常が出たとする研究結果が発表された。

また、現在、放射性物質汚染対処特措法（正式名称は「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別

措置法」)に基づき、地域の除染が進められているものの、この除染が遅々として進まないとか、除染が極めて不十分であるといった問題がある。福島民報においても、次のとおり報道されている。

・ 2012(平成24)年7月17日(甲A18の17)

福島民報社等が行った県民世論調査で、居住地域の除染の進捗状況を聞いた結果、「進んでいない」とする回答が63.2%を占めた。除染に伴う汚染廃棄物の中間所蔵施設の整備をめぐる議論が停滞し、県内全域で仮置き場の設置が進んでいないことが背景にある。

・ 2013(平成25)年3月3日(甲A18の25)

本件原発事故によって放出された放射性物質の除染が進められている福島県内で、汚染土を運び出す先がなく、住宅や学校、幼稚園、公園などの現場に置いたままになっている。こうした地域は、いわき市を含む福島県内37市町村に上る。

・ 2013(平成25)年6月23日(甲A18の28)

本件原発事故に伴う放射性物質の除染作業をめぐり、県内の市町村から再除染の実施を求める声が強まっている。住宅地などで除染が一巡した後も、政府目標の年1ミリシーベルトまで下がらない場所があるため。

さらに、この点に関する自由記載欄報告書から、除染が進まないこと、不十分であることに関する一部の原告らの生の声を紹介する。

「除染が行われても線量がさほど下がらない。敷地に接する植林、草地等は平成23年10月から11月の観測で2.0~0.6μSvあるにもかかわらず、いわき市では除染の対象にしていない。」(原告番号1132番・鈴木信行・32頁)

「住宅のみ除染するのでは効果がないので、周囲の山や木も考えなくてはいけないのでは?」(原告番号1231番・宇野澤知史・32頁)

「今の除染方法は、放射性物質を移動するだけの移染にすぎない。」(原告番号

1304番・武田伊津子・33頁)

「今、盛んに公園などの除染をしているが、今まで3年以上放っておかれて、そこで生活してきた。とっくに被ばくしている。今さら形式だけの除染をしていて、腹が立つ。」(原告番号2157番・信清美樹・33頁)

「すんでいる団地の周りには、木々があり、また、庭の隅の土などの線量が分からないので心配。全体を除染することは不可能だから、いわきの子どもたちの体のことが心配。」(原告番号2281番・安斎茂子・33頁)

#### (4) 食品の汚染について

##### ア あらゆる食品の放射能汚染に関する新聞報道

原告らは、本件事故後の2011(平成23)年3月から2013(平成25)年8月までの本件事故後約1年半分の、福島県の地元新聞である福島民報の記事を書証として提出した(甲A18の1~18の30)。

この福島民報の報道によると、本件原発事故による放射能汚染により、次に掲げる多品目にわたる食品等の出荷制限あるいは放射性物質検査における基準値超えについての報道が極めて頻繁になされている。

具体的には、魚介類であるワカサギ、ヤマメ、ウグイ、コウナゴ、アユ、アイナメ、ヒラメ、ドンコ、マコガレイ、シロメバル、シラウオ、クチボソ、コイ、イワナ、サンマ、ウナギ、ホシザメ、イシガレイ、ショウサイフグ、マダラ、マアナゴ、スズキ、サヨリ、カサゴなど。

また、山菜類であるシイタケ、コゴミ、タケノコ、キノコ、マツタケ、マイタケ、原木ナメコ、フキノトウ、タラノメ、コシアブラ、ゼンマイ、サクラシメジ、ワラビなど。

その他、ホウレンソウ、カキナ、ワサビ、カブ、パセリ、ヒジキ、ユズ、切り干し大根、スダチ、コマツナ、ミョウガなどの野菜類、コメ、大豆などの穀物類、モモ、ビワ、ユズ、ザクロ、あんぽ柿、キウ

イフルーツ、ブルーベリー、ミカンなどの果物類、牛肉、豚肉、ヤマドリ、カルガモなどの肉類。そして、その他にもお茶、原乳、ウメ、アラメ、乾燥ドクダミなど。

このように、一般家庭の食卓に並ぶほぼすべての食材についての放射能汚染に関する報道がなされている。

また、それ以外にも、牧草、稻ワラ、堆肥、牛ふんなどの他、イノシシ、ツキノワグマ、カエル、野ウサギなどの鳥獣類や、ミミズ、プランクトンなどについても基準値超えや出荷制限の報道がある。

現在の放射性物質検査における基準値も、あくまで暫定的な規制値であり、決して安全な数値とは言い難いが、その基準値すらも超えてしまうということがこれだけ頻繁に生じている。

また、基準値を超えたかった食品については、検出された具体的な数値は一切公表されていない。そのため、たとえば、100ベクレルは超えないが、80や90ベクレルといった水準の食品を相当量摂取している可能性も否定できない（むしろ、これだけ基準値超えの報道がなされている現状を考えれば、その可能性は高いと言える）。

そして、このような検査は一般的にサンプル検査であり、厳密には、現に流通している食材そのものの測定値ではないという根本問題も内包しているものである。

福島県では、地産地消のかけ声のもとに、特に子どもの学校給食などで福島県産の食品が出されることがある。また、福島県では、家庭菜園などで野菜等の食品を自給している人が多いが、こうした家庭菜園における食物については、公的な放射性物質検査は義務づけられていない。

以上の事情から、原告らは、次に見るように、こうした放射性物質に汚染された食品等を摂取してしまうのではないか、またそれによって放射性物質を体内に取り込み、内部被曝してしまうのではないかと

の非常に大きな不安を抱えながら日々生活しているのである。

#### イ アンケート報告書（甲 A148）

この点に関するアンケート報告書における結果を見ると、まず、「日常生活の変化」に関する質問の項目（16頁）では、「水を購入するようになりました」が 56.2%、「地元産の食べ物をなるべく食べなくなりました」が 57.3%、「自家菜園をやめるとか、制限するようになりました」が 38.8%、「地元で、キノコ・山菜採りをしなくなりました」が 52.2%、「福島の野菜、果物、お米、山菜、海産物などを敬遠する気持ちになっています」が 52.9%であった。次に、「将来の健康不安に関する質問」の項目（18頁）では、「線量の高い食べ物を摂取したかもしれないという不安」が 49.2%であった。

#### ウ 自由記載欄報告書（甲 A147）

次に、この点に関する自由記載欄報告書から、一部の原告らの生の声を紹介する。

「近所の方から家庭菜園などで採れた野菜などをいただく際、どうしても放射性物質のことが気になってしまう。断るのも忍びないのでいただくが、食べことが多いので、一生懸命育てて分けてくれる生産者の方に申し訳ない思いでいっぱいになる。」（原告番号 1280 番・大島知彦・21頁）

「料理人としての観点から、地元の食材を用いて 100% 安心安全と言える「食育教育」ができない不安、懸念、悔しさ。」（原告番号 2041 番・氏家裕貴・32 頁）

「いわきは海、山、川と自然が沢山あり住み良い所でしたが、あの原発の爆発があってからは、海山川全部放射能で汚染されてしまい畑で栽培する事も心配で出来ず、魚介類も近所から貰って食べて居たが、今はいわきからできるだけ遠く離れた所の野菜、魚介類を高い値段でそれと水までも買って使っています。」（原告番号 2024 番・金丸克子・37～38 頁）

「食生活においても、それまで「水」を買って使うことはなかった。自宅の一坪菜園での野菜、果物等も放射能が不安で廃棄しなければならなかつた。ささやかな楽しみが奪はれて（ママ）しまつた。スーパー や店頭で食材を買うにしても、いくら県内のものが放射能検査で基準値以下とか検出されないので安心といわれても、どこまで安心なのか、不安と懸念が晴れず、買う気が起きず、他県で遠方の商品を選ぶようになった。このような状況で日常を送つてゐるのが現状で、無意識のうちに精神的、物質的（経済的）に余計な負担がかかっています。」

（原告番号2149番・林公生・40頁）

「夫は地元の畠を借り野菜を作り、知人、友人に分けて楽しんでいましたが、できなくなりました（放射能の影響が不安で）。農家から野菜を頂くと、申し分ない（ママ）と思いますが、商工会にもつていって検査をします。700g刻んで午后には結果を聞き、その検体を取りにいかなくてはなりません。一日がかりです。四倉ではサンマの季節になるとミリン干し作りがさかんで我家でも作り、知人に送つてましたが、「福島のものはイラナイ」とも言われました。あれ以来作つていません。見ためには、何も変わらないような生活ですが常に、放射能（線）の不安、食生活の不安があります。」（原告番号2264番・斎藤佐和子・43頁）

「・福島産を食べていますが、若い息子がいるので、心配は頭から離れません。毎年、いつも友達に福島のおいしいりんごを送つていて、「知らない」とことわられとてもショックでした。」（原告番号2281番・安斎茂子・45頁）

## 二 東京災害支援ネット報告書（甲A152）

東京災害支援ネットが行ったアンケート調査では、「子どもの健康面に関して特に気を使つてること」を問う質問（44頁）では、「農作物の産地、飲料水（飲食物が安全かどうか）」が68%、「食料品について放射線測定を受けていることを確認したことがあるかどうか」を問う質問（44頁）では、「よく確認している」が35%、「時

々確認している」が34%で合わせて69%であった。また、「生活の変化」を問う質問（45頁）では、「水道水を飲まないようになった」が44%、「食べ物の産地に気を付けるようになった」が82%、「近隣の山菜取りや魚釣りに行かなくなった」が57%であった。

## 2 原発事故が収束していないことについての不安

本件原発事故から約9ヵ月後の2011（平成23）年12月16日、野田佳彦首相（当時）は、「原子炉は冷温停止状態に達し、事故そのものが収束に至ったと確認された」と述べ、いわゆる本件原発事故の収束宣言を行った（甲A17の8）。

ところが、その翌日である同年12月17日には、福島第一原発1号機の使用済み燃料プールの冷却設備で水漏れ事故があったことが報道され（甲A17の8）、また、上記収束宣言の約1ヵ月後である2012（平成24）年1月17日には、送電設備のトラブルにより、福島第一、第二原発の使用済み燃料プール冷却や汚染水浄化システムの一部などが一時停止するという事故が発生している（甲A17の9）。

その後もこうした福島原発のトラブルやインシデントが相次ぎ、上記収束宣言から約1年後の2013（平成25）年2月1日、安倍晋三首相は衆院本会議において、福島原発の現状について「収束しているとは簡単には言えない。」と述べ、上記の事故収束宣言を事実上撤回するに至った（甲A17の22）。

原告らは、原告ら準備書面（3）において、本件原発事故は、事故直後の時期だけではなく、その後も様々な事象、事故、インシデントが日々頻繁に発生しており、到底事故が収束したとは言えない状況であることを主張した。そして、福島原発から近接した地域にあるいわき市に居住する原告らは、また大規模な自然災害、あるいは人為的なミス等が原因で、いつ再び大事故が起こるか分からぬという危険、不安に日々晒されており、

そのことによる多大な精神的苦痛を受けていることを主張した（同5頁以下）。その上で、こうした事象、事故、インシデントに関する福島民報の報道を書証として提出している（甲A17の1～17の28）。

また、折しも2016（平成28）年4月14日夜に熊本地方でM6.5の地震が発生し、また同月16日未明には熊本地方でM7.3の地震が発生した他、阿蘇地方や大分地方でも巨大な地震活動が活発化し、阿蘇地方では地震が原因とみられる大規模な土砂崩れ災害なども発生した。改めて、わが国は自然災害大国であり、世界で発生する地震の約10%がわが国に集中しているという現実を再認識させられる。こうした自然災害がいつまた発生し、再び福島原発で大事故が起こるかもしれないという原告らの不安は決して抽象的・観念的なものではなく、現実に照らして合理性・相当性を有しているのである。

#### （1）アンケート報告書（甲A148）

まず、この点に関するアンケート報告書における結果を見ると、日常生活の変化を問う項目（16頁）に対する回答で、「わずか40キロ程北に収束には程遠い第一原発があり不安です」（80%）、「地震や台風などの自然災害が起こると、『原発は大丈夫か？』と考えてしまします」（85.4%）であった。かなりの割合の原告が原発事故の収束を疑問視し、再び事故が起こるのではないかという不安を抱えていることが分かる。

#### （2）自由記載欄報告書（甲A147）

次に、この点に関する自由記載欄報告書から、一部の原告らの生の声を紹介する。

「福島第一原発は自宅から約35キロの所にあり、何が起こるか分からない。廃炉作業、汚染水、海山の汚染、大気中の汚染や食品や水道水からの内部被ばくなどが不安。しかし、地域で暮らしていくためには、そうした不安を隠して生活しなければならない。」（原告番号1132番・鈴木信行・27頁）

「収束しない原発のさらなる事故への不安がある。公に公表していないことがたくさんあるのではないか。」（原告番号1496番・猪狩卓見・36頁）

「地震があったり、テレビで第一原発のトラブルを見るたび好きな土地だったのに、一生心配しながら住んでいかなければならぬのでしょうか。」（原告番号2281番・安斎茂子・45頁）

「現在においても汚染水漏れ等、爆発後の事故が多発している。

「原発事故に関しての不安は払しょくされない。」（原告番号2364番・田久（平澤）敦子・46頁）

### 3 人間関係の分断や軋轢

原告らが居住するいわき市は、政府による避難指示が出された区域ではなく、現在のいわき市は、一見すると何らの被害もない「普通の街」のようにも見える。客観的には、上記で見たように放射能汚染のある地域であり、また未だ収束していない福島第一原発から至近距離にある地域であるが、放射能の被害は目に見えず、また、被告国や自治体などが進める安全キャンペーンや帰還政策の影響もあり、いわき市に居住する市民の被害に対する認識は一様ではない。さらに、上記のように、放射線被ばくを常に意識しなければならない生活というものは、想像以上にそこに住む人々を肉体的・精神的に疲弊させる。日々の仕事・生活などに疲れ切り、逆にもう放射線のことなど考えながら生活したくない、被害などなかつたことにしたい、原発事故のことなど忘れて生活したいという心理が強く働いたとしても不思議ではない。もちろん、この場合も、市民の不安そのものが完全に消えた訳ではない。

こうしたことから、いわき市民の中にも、上記で見たような放射線被ばくを意識し、不安やストレスを日々感じながら生活している人がいる一方で、放射線被ばくや原発事故のことなどもう忘れ去りたい、話題にも出したくないという人もいる。放射能汚染や放射線被ばくの現実から逃れた

い、忘れないがために、安全・安心と心に強く思い込もうとする、いわゆる正常化バイアスがかかることがある。そして、本当は放射線被ばくの不安を抱えていても、それを話題に出すことすら憚られるような雰囲気が作られてしまうことも少なくない（前述の自由記載アンケートの中で、原告番号1132番・鈴木信行が、地域の放射能汚染や食品、水などからの内部被ばくについて不安を抱えながらも、地域で暮らしていくためにはそうした不安を隠して生活しなければならないと述べているのはその典型例といえよう。甲A148の27頁）。

こうした状況が原因で、同じ家族の間で放射線被ばくについての認識についての意見が対立し、家庭不和になってしまったり、それまで親しかつた友人知人との関係が不仲になってしまったという原告もいる。このような対立は、特に地元産の農産物など食品の安全性の評価を巡って対立が先鋭化することが多く、子どもの学校給食の問題（地元産の食材を使うことは非、給食を食べさせずに子どもに弁当を持参させることは非、そもそもこうした問題提起を行うことすらできないような空気感など）や、家庭菜園で作った農作物を食べることのは非（もともとこの地域は、農産物を自家栽培して近所に配る、他府県に居住する家族に送るなどの風習があった。原発事故後、近所から農作物をもらうが、食べたくないといった悩みや、逆に作った農作物を家族から拒否されるなど）などで問題が具体化する。また、他府県に住んでいる家族（特に子どもや孫）が、本件原発事故後にはいわきに来なくなってしまい、家族が分断してしまうという被害も深刻である。

さらに、いわき市は現在、政府による避難指示区域からの避難者が多く居住している。このことによる市内の急激な人口増や、被告東電からの賠償金の不公平感から、市内に居住する避難者に対して不満を持ついわき市民も少なくなく、そこにまた被害者同士の深刻な軋轢がある。

このように、本来であれば同じ本件原発事故の被害者として、お互に

手を携え、加害者である被告東電や被告国に対してともにたたかうべき被害者同士が、加害者による巧妙な手段によって分断させられ、対立させられている。これもまた、本件原発事故の深刻な被害の1つなのである。

#### (1) アンケート報告書（甲 A148）

この点に関するアンケート報告書における結果を見ると、まず、「家族間、親族間の関係」についての質問で、「福島の農産物が喜ばれなくなり悲しい」との回答が54%、「避難するかしないかについて、家族間で意見対立があり、不和になった」との回答が17.8%あった（19頁）。

さらに、「周囲との人間関係」について質問では、「被ばくによる健康影響について、周囲と話すことができない」との回答が18.7%、「友人・知人との意見対立があり、不和になった」との回答が11.7%、「子どもの学校関係者や自治体の担当者と放射線被ばくに関する意見が異なった」との回答が10.2%であった。

こうした人間関係の軋轢・対立に晒されている原告らが一定数いることが明らかとなっている。

#### (2) 自由記載欄報告書（甲 A147）

次に、この点に関する自由記載欄報告書から、一部の原告らの生の声を紹介する。

「原発や東電の対応（補償）の話になると、些細な違いからケンカになることが増えた。」（原告番号1280番・大島知彦・28頁）

「避難について、息子夫婦や相手の両親とも意見が合わず、現在もしこりとなっている。原発がある限り、その話題はタブーで付き合うのに気を使うようになった。」（原告番号1304番・武田伊津子・28頁）

「ことごとく主人と意見が分かれ、離婚寸前となった。  
主人より早く避難したので、舅と姑から薄情な嫁だと思われている。」（原告番号

2362番・高松駿・28頁)

「孫がいたためどこかに避難する様すすめたがそのことで子どもの嫁の実家とトラブルが起きました。それまでは仲良くやっていたのに。」(原告番号2480番・木村一義・28頁)

「汚染されているのに、「普通の生活」をしなければいけないのが辛いです。直ちに健康には害はないかもしないけど、どこの土を測っても全国平均の何十倍～何百倍以上汚染されてて、現実とのギャップに苦します。ここでは「見ないで暮らす」ことが必要なのだとと思いました。放射線に対する感じかたが違うので生き苦しい。今は見えないベールがある。」(原告番号2069番・加藤典子・22頁)

「被ばくに対して、世間一般的に話をするのはタブー視されてきていて、学校も今は前と同じ生活に戻ったようなことを学習発表会で子ども達に言わせていたことに強い嫌悪感を感じた。子どもにそういう刷り込みをさせている政治にも不信感を強く感じる。」(原告番号1049番・塩恭子・28～29頁)

「以前は何も気にしないで互いに子どもを行き来させることができたが、事故以来、外で遊ばせることへの不安や、食事（食材）選択が違うかも知れないという心配が絶えず、子どもの遊び友達との交流が減った。」(原告番号2251番・遠藤真紀・29頁)

「隣人とは仲がよかつたが、放射性物質のことを話すと避けられてしまい、長い会話はしなくなった。」(原告番号2362番・高松駿・29～30頁)

「小学校内の除染をしようとしたら、変わり者扱いされた。震災前の何十～何百倍も学校内が汚染されているのに、不思議でしょうがない。心配なママ達で数十回以上除染をした。小学校内だからできたけど、他は手がつけられないと思った。子供達の環境を全国並に安全にしたいと思ってもできない。」(原告番号2069番・加藤典子・29頁)

「あなたたち過剰に反応すると子供によくない！とか言われた事もあります。目に見えない分不安は何十倍、いや何百倍も大きいです。」(原告番号2136番・蛭田節子・39頁)

「家で採れた米や野菜を娘や息子に送っていたが、震災、原発事故以来、いらないと言われたこと、近くに家を建て、公務員の仕事をして子ども3人を育てていた次女夫婦が、一大決心をして山梨の方へ職を辞して転居してしまい、本当に落胆している。」（原告番号2488番・木田利彦・23頁）

「・正月やお盆に子ども夫婦や孫が何日も泊まっていたのに、原発事故後さっぱり来なくなり、来ても2～3時間で帰ってしまう。福島産のものは食べないといわれた。」（原告番号2488番・木田利彦・25頁）

「県外の姪が、いわきに遊びに来てくれることがなくなり、寂しい。原発のことを思うと、親族ですら、家に来てと誘えなくなった。」（原告番号2251番・遠藤真紀・28頁）

「震災前は故郷に戻ろうと思っていた次男も他の地域に根を下ろし、福島に長く滞在する気もなくなった子供たちのことを考えると、そうなのかと思った。」（原告番号2205番・鈴木早苗・34頁）

「いわき市内の被災者と地元住民との間で、賠償の違いなどから対立が生じていることが悔しい。本来責めるべきは国や東電なのに、鬱憤が被災者に向けられることがとても悲しい。」（原告番号1280番・大島知彦・29頁）

「人と話をするとき、放射能や原発の話題に触れないように気を使うようになりました。地元いわき市民と避難者とが金銭の不平等感などからいがみ合ったりしているのは悲しいことと思う。」（原告番号1304番・武田伊津子・29頁）

### （3）東京災害支援ネット報告書（甲A152）

東京災害支援ネットが行ったアンケート調査でも、放射能の影響をめぐって、親類や友人と意見が対立して仲が悪くなったとの回答した人が24%いた（45頁）。

## 4 生活の質や地域力の低下

福島県いわき市は、沿岸沿いの比較的温暖な気候に恵まれ、もともと農

産物、海産物の宝庫であった。多くの市民は、獲れたての新鮮な魚介類、米、野菜、山菜、果物などに恵まれた食生活を享受していた。自宅の庭で家庭菜園を楽しみ、そこで採れた新鮮な野菜、果物などを食し、近隣に配り、また他府県に住む家族や親戚に送るなどし、大変に喜ばれていた。海、川、山など子どもの遊び場も豊富にあり、地元の子ども達は自然の中で豊かに育ち、その中で人格を形成してきた。本件原発事故は、原告らいわき市民のこうした豊かな暮らしをすべて奪ってしまった。

すでに述べたとおり、原告らが居住する地域は現在、大気、土壤、地下水、河川、海洋などの環境全体が汚染されている状況が続いている。そして、海や河川、農地や山林の除染は、後回しにされ、さらに困難を極めることが必至である。すなわち、山、森、川、海問うの豊かな自然に囲まれながら、自然の恵みを享受した生活が一瞬にして奪われてしまったのである。

放射線被ばくを意識しながらの生活は、様々な生活上の制限を受けることになる。原告の中には、後に見るように、地元産の食べ物を食べなくなったり、自慢の家庭菜園をやめたり、子どもを外で遊ばせられなくなったり、洗濯物を常に室内で干すことを余儀なくされたりした者が多い。また、野菜や水を購入することが多くなったため、生活費の支出が増えたり、原発事故の影響で収入が減少するなどした者もいる。その他、子どもの教育に不安を感じたり、被ばくしたことに対する差別を感じたり、趣味や生きがいを失ったりなど、様々な生活上の影響を受けている。

このような、本件原発事故による生活の質や地域力の低下に伴う原告らの精神的苦痛も、決して小さなものではない。

なお、地域力の低下という問題に関連して、磐城済世会舞子浜病院・名誉院長である田子久夫医師は、「郷土の誇りの喪失体験とうつ」について、次のように論じている（甲 A 1 5 3 : Depression Frontier,2015, Vol.13, No.1, p75-80）。

「住民としては、生まれ育った郷土の名誉がわざかなあいだに失われることは耐え難いストレスでもある。広島、長崎、水俣などでも体験されたものであり、いまだにその影響は残されている。今回は事故のあった原発周辺の地域だけでなく、福島県全体にも当てはまるものであった。原発の名称に『福島』の地名がついていたことが根拠となり、海外でも“Fukushima”の名称は危険な場所として広く知られることとなった。外国語の転用で福島の呼び名を「フクシマ」と変えて報道したこと、福島の尊厳はされに大きく傷ついてしまったのである。このため、「県名を変えたい」あるいは「自分の町を福島県から分離したい」という住民もいるほどである。

産地に福島の名称がついたものは風評被害の対象となりやすく、会津地方は放射能の影響がほとんどないにもかかわらず、同じ福島県であることから大きな経済的損失を被っている。食品に限らず、福島県に居住していたということ自体が個人への差別となることも恐れられている。小学生の女の子が「将来、お嫁にいけないので・・・」とテレビで訴えた姿は実態の深刻さを示しており、福島県外への母子避難を誘発し、家族分散の原因のひとつともとなっている。

さらに県外の人々による回避的な行動の風聞は、ときとして強い心理的ダメージとなる。贈答品などの宅急便の受取りを拒否されたという宅配業者からの話や、高速道路で大量の福島県の土産が廃棄されていた現象の報道などはその一例に過ぎない。事実性の問題ではなく、このような話題が受け容れられることでも郷土の誇りは打ち碎かれてしまうのである。

災害での行方不明者のように、存否が明確でないままに残され、解決することも、決着を見ることもできない喪失体験を『あいまいな喪失体験（ambiguous loss）』と呼ぶことがある。喪失によるうつ状態は、喪失の現実を認識して『悲嘆（グリーフ）』という別れの悲しみ体験をすることで回復が可能になると言われている。あいまいな喪失には人以外の対象の場合も含められることから、郷土の誇りや尊厳が風評で喪失することもこれ

と同様の状況になる。故郷に戻れない避難住民はもとより、福島県民が、郷土や県土が大きく変化し、かつてとは異なってしまったという体験をしている。しかし、現実にはそれらは存在しており、別れの体験もできず、喪失を癒す悲嘆の反応すら引き起こせないのである。

このような状況もあり、支援活動をしながら前向きに対応してくれる県外の数多くの人たちの応援に故郷の喪失感が癒され、心が救われる思いをしている人も多い。一人ひとりの暖かい気持ちや励ましは、風評被害による心理的ストレスを緩和させる治療効果になるのかもしれない。

原発問題が続く限り、風評という重苦しい感覚はことあるごとにくり返し襲ってきて、しかも容易には取り除けず、むしろ高まる傾向にある。不安や恐怖だけではなく、ときとして怒りや悲哀の感情が体験されることで心理的ストレスも遷延している。原発問題が解決するまで、風評被害は『うつ』関連疾患の発症要因になり続けるものと言える。」

#### (1) アンケート報告書（甲 A148）

この点に関するアンケート報告書の結果を見ると、まず、「本件原発事故後、原告らの日常生活がどのように変化し、どのような気持ちで暮らしているか」との質問項目に対する回答（16頁）では、「水を購入するようになりました」が56.2%、「地元産の食べ物をなるべく食べなくなりました」が57.3%、「自家菜園をやめるとか、制限するようになりました」が38.8%、「地元で釣りや登山など屋外での活動をしなくなりました」が44.8%、「地元で、キノコ・山菜採りなどをしなくなりました」が52.2%、「布団や洗濯機を屋外に干さなくなりました」が35.4%、「海・川・山を見ても『汚染されているはず・・・』という気持ちでしか見ることが出来なくなってしまっており、遊ぶ機会が減ってしまいました」が65.4%、「福島の野菜、果物、お米、山菜、海産物などを敬遠する気持ちになっています」が52.9%、「米

や野菜を送っても喜んで食べてくれる人もいなくなり、残念で仕方がありません」が36.5%であった。

次に、「本件原発事故後の家計の状況の変化」を問う質問項目に対する回答（21～23頁）では、「支出が増加した」との回答が56.2%、「収入が減少した」との回答が29%であった。そして、「収入減少の理由」としては、「原発事故の影響による売上減」が12.7%、「原発事故の影響による失職」が7.9%であった。しかし、放射線の線量率だけを見れば、いわき市（平野部）よりも高線量率の茨城県南部や千葉県北部では全く見られない減少傾向であり、必ずしも線量率とは関係のない、同じ浜通りで福島第一原発に近いといいういわき市だからこそ影響である。また、支出増加の理由としては、「避難前は購入していないかった水・野菜などを購入する事になったことによる生活費増」が48.4%、「物価が高くなったことによる生活費増」が28.8%であった。特に、この全アンケート対象者の48.4%が「避難前は購入していないかった水・野菜などを購入することになった」事実は、自然のなかでの田舎の日常生活といいういわき市の地域性を示すものである。

また、「子どもの教育に関する不安」を問う質問項目に対する回答（28頁）では、「将来、福島で育ったことの差別による不安」が43%、「子どもの外遊びの機会が減り、情操教育の面で気になること」が30%、「外遊びの不足から子どもが肥満、体力の衰えが見られること」が26.2%、「人材の流出による教育水準の低下の不安」が23.7%、「他県より優位な人材が入って来なくなり教育水準の低下の不安」が20.7%であった。実際に避難者への差別を見聞きし、かつかつて広島・長崎の原爆被害と差別の実態を経験した日本人からすれば、「差別への不安」が最も大きいことは当然の結果と言える。

この子どもらの肥満に関連して、福島民報の2012（平成24）年12月26日の記事（甲A18の22）は、福島県内の子どものうち、

幼稚園児と小学生で身長別の標準体重より20%以上重い「肥満傾向」の割合が増えており、男女ともに4つの年齢区分で全国一、肥満傾向が高く、県教育委員会では、本件原発事故に伴う屋外活動の制限による運動不足が影響したのではないかと分析している旨報じている。そして、この肥満傾向は平成25年度と平成26年度は同様に継続し、平成27年度は若干改善したものの、高水準のままである（甲A154）。

次に、「地域力の低下への不安」を問う質問項目に対する回答（29頁）では、「福島の農産物・水産物の風評被害が続くことへの不安」が64.8%、「他の地域や国からの福島差別」が62.1%、「医師の流出による医療水準の低下への不安」が57.2%、「福島の農産物、海産物のブランド力の低下」が53.9%、「観光業における地域力の低下への不安」が38.7%、「有意な人材が福島に来ないことによる地域力の低下」が34%、「福島で製造されている工業製品の風評」が33.9%であった。

さらに、「趣味や生きがいを失った苦痛」に関する質問項目に対する回答（31頁）では、「ふるさとを汚染されたことによる苦痛」が66.1%、「地元で、釣りや登山などの屋外活動ができなくなった苦痛」が48.4%、「地元でキノコ・山菜採りができなくなった苦痛」が33.4%、「自家菜園ができなくなった苦痛」が33.4%、「子や孫の成長を近くで見ることができなくなった苦痛」が12.1%であった。

## （2）自由記載報告書（甲A148）

次に、この点に関する自由記載欄報告書から、一部の原告らの生の声を紹介する。

ア　日常生活の変化（原発事故後の様々な生活上の制限）に関する記述  
「家庭菜園の野菜を3年くらい作らなかった。

地元の野菜は食べないようにしていた。少し高くても福島以外の物を買ってい

た。」（原告番号2203番・佐藤光司・22頁）

「近所で採れた新鮮な有機野菜や米を子ども達が食べられなくなった。お米（西日本産）を食べ、家族がおいしいと言わなくなりさみしい。毎年子ども達とバーベキューや魚釣りを楽しみにしていたが、震災後一度もできなくなった。」（原告番号1231番・宇野澤知史・34頁）

「野鳥の会、家庭菜園をやめた。

旅行や犬の散歩では線量の高いところを避けている。」（原告番号2362番・高松駿・34頁）

「原発事故以来、生活のリズムが大幅に狂い、困惑したものとなった。朝、起床しても窓やとは開けられず、洗濯物は外に干すこともできない。夏になって暑さにもかかわらず窓を開けて風を通そうとしても、閉め切りにし、むし暑い苦しい状態を送らねばならなかった。外出時は、常にマスクを離すことができず、常に放射線のことが頭から離れず、心身共に不自由な生活を送った。」（原告番号2149番・林公生・40頁）

「いわきの現状といえば、避難をして、いわきで暮らす人たちで人口が増え、道路は常に渋滞、病院は3時間待ち、土地もアパートも空きがない。被災した人も避難している人も大変だろうが、それを受け入れている地元いわきの人も、本当に苦労している。賠償があまりに不平等で不満が爆発しています。いわきを元に戻せないなら、いわき市民に対しても、精神的苦痛に対する賠償を求めます。」（原告番号2157番・信清美樹・41頁）

「・原発事故前はお日さまが好きで、せんたく干しや、ふとん干しが大好きでした。今は外へ干すことは、心からよろこべなくなりました。」（原告番号2281番・安斎茂子・44頁）

「ここ数年間、子供達の運動会も外で開催することも出来ず、いわきの新鮮な野菜や魚も食べることが出来ず、人口が増加したために住むところも見つからず、病院も異様に混み、放射能も考慮し県外の友人を招くことも出来ません。いわき市民も事故のせいで以前の生活に戻ることなど出来ないので、避難地区の方

々との差があまりにもありすぎると感じています。」（原告番号2373番・小関近・47頁）

#### イ 原発事故後の経済状況の悪化に関する記述

「仕事が有機肥料製造メーカーということもあり、事故後に顧客が激減し、収入が減り、生活できなくなったので、職業を変えたがうまく行かず、毎日が苦しい生活をしており、家族にも迷惑をかけている。先の見えない人生となった。」

（原告番号1231番・宇野澤知史・21頁）

「事故前は保険代理店の仕事をしていたが、事故後は契約の解約が相次ぎ、平成24年末に廃業した。」（原告番号1132番・鈴木信行・30頁）

「原発事故の影響により、会社の売り上げが大幅に減少して収入が減り、転職せざるを得なくなり、転職したが収入も増えず、精神的に参っている。

子ども達の将来を考え、値段の高い県外品を取り寄せることが増えた。水なども買っている。」（原告番号1231番・宇野澤知史・30頁）

「飲食業を営んでいるが、原発事故の影響により様々な仕入れコスト上昇により利益幅が減少し、結果として収入減少に陥っている。

飲食業で、今は他県産の農作物、畜産物、水産物を仕入れることで物流関連コストが上昇し、結果として支出が増加している。」（原告番号2041番・氏家裕貴・30頁）

「妻が病院に受診することになったことと、飲料水の購入により、支出が増加」

（原告番号2222番・馬上勇孝・30～31頁）

「夫は、3.11翌日から、タクシー運転手の仕事を失いました。再就職の希望があっても仕事がなく、今は収入が減って、生活が大変になりました。夫は一日中家にいて生きがいを失ったようで筋ジストロフィーが進行してそのため介護を受けるようになりました。」（原告番号2281番・安斎茂子・44頁）

#### ウ 子どもに関する教育その他の不安に関する記述

「福島県外に住んでいる孫が遊びに来たときには、外で遊ばせないようにしたり、庭の樹林に近づけないようにした。」（原告番号1132番・鈴木信行・2

1頁)

「東日本大震災が発生した時一番下の子（当時2才の子）が家にいっぽなしで、外で遊ばせられなかつたせいか精神がおかしくなりゆかにおちてるゴミとか食べてて、それを見て、私はすごく心配でした。」（原告番号2126番・鈴木弘恵・22頁）

「魚釣りや山菜採りに行き、子ども達にも自然はすばらしいと教えていたのに、今では「あれ触っちゃダメ、これ触っちゃダメ」と自然に触れさせることを禁じるようになった。」（原告番号1326番・白土志麻・24頁）

「復旧、復興で親が急がしく（ママ）、子供達に手がかけられない家庭が多くなった。宿題もしてこない家庭が増えた。遅れている子に授業は合わせるので、学校、クラス単位で学力が落ちている。」（原告番号2069番・加藤典子・32頁）

「子ども達に地元のおいしい野菜、果物、米を食べさせてあげられないことも非常に残念である。」（原告番号1231番・宇野澤知史・36頁）

「食の問題はもちろんの事、子供をのびのびと外で遊ばせることもできず、うちの子供は海を見た事がありません。夫の実家で作っていた、おいしいお米や野菜も食べさせた事がありません。」（原告番号2093番・阿部裕子・39頁）

「小学生や幼稚園児の小さな子ども達の口から、原発や放射能という言葉を聞いたり、子どもの被ばくや健康のことを第一に考えてのことであっても、外で遊べない、遊んではいけないといわれ続ける生活は可哀想だと思う。

大人の勝手で子ども達の明るい未来がダメになってしまうような気がする。」

（原告番号2378番・高橋麻衣・47頁）

「私は3人の子供の母です。

自分が子供の頃、当たり前に砂でおだんごを作ったり、草でかんむりを作ったり、当たり前に外で遊んでいた事が子供たちにはさせてあげられない。外で遊ぶことも、砂をさわることも悪いことじゃないのに“ダメ”と言ってしまう。こんなに不安な生活を送っていることをわかってほしいです。“当たり前”的な生活ができ

ない事がくやしく悲しいです。子供たちの将来を...楽しみにしていた将来を返して下さい。なにも不安がなかった楽しみだった将来を返してほしいです。」

(原告番号2531番・吉田愛美・51頁)

## エ 地域力の低下への不安に関する記述

「いわきは自慢できる故郷で東京の友達はよく遊びに来て喜んでくれていました。いまは呼んでも来てくれる友人が少なくなってしまい残念です。」(原告番号2363番・平澤英俊・22~23頁)

「衣食住の食住は失った。

何をするにも不安が先にくる。心がはれない。できるならば遠くで生活したいと思ってしまう。」(原告番号2434番・川端歩・34頁)

「子どものころは一日中海で泳ぎ磯でナツコやマツモを探り、野山を駆け巡り、アケビを食べ、キノコやワラビを探り、ほとんどを野外で過ごしたものでした。生まれ育ったいわきの素晴らしい自然が原発事故で壊れてしまいました。」(原告番号2462番・宮内幸治・48頁)

「事故から3年半経ちました。山沿いにある家は、家の周りの木々を伐採し、植木の枝をはらい、竹を切り、草刈りを繰り返しています。放射線量は少しづつ下がっていますが、段々畑に作物をつくる家はすっかり減り、事故前は毎日のように聞こえていた神社で遊ぶ園児たちのにぎやかな声はまだ聞こえません。低線量被爆の不安に苦しんでいる若い家族から、不検出であっても孫から「送ってよこそすことないよ」と電話があったとがっかりする近所の知人。今年の暑い夏の中丹精込めて作っていた野菜だったのに。」(原告番号2466番・矢吹淑子・50頁)

## オ 趣味や生きがいを失った苦痛に関する記述

「今迄は子供や孫達もいわきに来て海水浴や魚釣り、磯遊び、お正月でも必ず海に行って居ましたが、今は行けなくなりました。喜ぶ顔が見られなくなり本当に悲しい思いです。又避難前から裏で栽培していた主人の山野草500鉢以上が全部枯れてしまい、毎年年に数回全国から集まり交換会に出席し主人の山野草は

評判が良く皆さんが買ってくれるのがうれしくて生きがいに栽培して出品して居ましたがその楽しみもなくなり、今はアルコール依存症となり又オムツを使う用に（ママ）なり昼から2合～3合、夜は3合～4合、寝てから1合と量も増えベッドから1晩に1回～2回多い時は3回位落ち、布団には防水シーツを敷いても敷布や布団を汚して1晩に2、3回替えた事もしばしば私自身も腰痛、ヒザ痛もあり夜も眠れず毎日寝不足の状態です。」（原告番号2024番・金丸克子・38頁）

### （3）東京災害支援ネット報告書（甲A152）

東京災害支援ネットが行ったアンケート調査でも、「本件原発事故後にどのような暮らしの変化があったか」という質問に対する回答（45頁）では、「線量計を持ち歩いて気になる場所を計測するようになった」が37%、「ちりを吸い込まないようマスクなどの対策を忘れないようになった」が25%、「水道水を飲まないようになった」が44%、「食べ物の産地に気を付けるようになった」が82%、「近隣で、子どもを外で遊ばせたり、アウトドアで遊ぶのをやめた」が32%、「近隣の山菜取りや魚釣りに行かなくなった」が57%、「生活上のストレスを感じるようになった」が53%、「被ばくを避けるための対策のために、お金がかかるようになり生活が苦しくなった」が32%であった。

## 5 事業者の被害について

本件原発事故により、いわき市内で農業、漁業、林業、観光業などの事業を営んでいる原告らも大きな被害を被った。もともといわき市は、海岸沿いで比較的温暖な季候であり、自然豊かな地域で、海の幸、山の幸その他農作物も豊富に収穫できる極めて恵まれた環境を有していた。また、首都圏からも比較的近い場所にあり、釣り客などをはじめとした観光客も多く、観光産業も盛んであった。

ところが、本件原発事故で地域が放射能に汚染されたことにより、農作

物が出荷できなくなったり、漁業者が操業を停止することを余儀なくされ、また観光客も激減した。本件原発事故の影響により、売上が激減し、廃業に追い込まれるなどして、経済的にも大きな打撃を受けた。

廃業、すなわちそれまで長年続けてきた仕事を本件原発事故によって突然奪われたことで、生きがいを喪失するなど多大な精神的苦痛を被った。

#### (1) アンケート報告書（甲 A148）

この点に関するアンケート報告書を見ると、各職業別に次のような結果となっている。

##### ア 農業従事者（24頁）

まず、農業従事者の苦痛や不安に関する項目（24頁）に対する回答では、「風評被害の苦痛」が74.7%、「収穫した農作物から放射性物質が検出されるかもしれないという不安」が63.3%、「農地が放射性物質により汚染されたことについての苦痛」が58%、「放射性物質により汚染された土に触らなければならない苦痛」が50%、「将来の就農への不安」が42.7%、「これまで築いてきた顧客を失った苦痛」が36%、「農地を除染した為収穫物の品質が落ちた事についての苦痛あるいは落ちるかもしれないという不安」が21.3%であった。また、地域力の低下への不安に関する項目（29頁）に対する回答では、「福島の農産物・海産物の風評被害が続くことへの不安」が64.8%、「福島の農産物、海産物のブランドの低下」が53.9%であった。

##### イ 漁業従事者（25頁）

次に、漁業従事者の苦痛や不安に関する項目（25頁）に対する回答では、「魚から放射性物質が検出されるかもしれないという不安」が87.5%、「今後も漁に出ることが出来ないかもしれないという不安」が41.7%、「漁に出ることが出来ない苦痛」が37.5%、「常磐沖の魚を使えないことの悔しさ」が37.5%であった。また、

地域力の低下への不安に関する項目（29頁）では、上記のように、「福島の農産物・海産物の風評被害が続くことへの不安」が64.8%、「福島の農産物、海産物のブランドの低下」が53.9%であった。

#### ウ 林業従事者（26頁）

林業従事者の苦痛や不安に関する項目（26頁）に対する回答は、「山林に入って作業をする際被ばくするのではないかとの不安」が57.9%、「風評被害」が57.9%、「今後も山林に入ることが出来ないかもしれないという不安」が47.4%であった。

#### エ 観光業従事者（27頁）

観光業従事者の苦痛や不安に関する項目（27頁）に対する回答は、「風評被害」が87.5%、「これまで築いてきた信用を失った苦痛」が25%であった。また、地域力の低下への不安に関する項目（29頁）に対する回答では、「観光産業における地域力の低下への不安」が38.7%であった。

#### （2）自由記載報告書（甲A148）

次に、この点に関する自由記載欄報告書から、一部の原告らの生の声を紹介する。

「野菜の宅配で生計を立てているが、売り上げが大きく落ち込み、生活が苦しくなった。また、米なども大量に売れ残るようになり、栽培意欲が減退した。」（原告番号1206番・東山広幸・21頁）

「兼業農家だったが農作物はいっさいつくらなくなった。食べても大丈夫なのかという疑心暗鬼が耕作意欲をなくしてしまっている。」（原告番号2466番・矢吹淑子・23頁）

「自然にあるものを利用できなくなり、本来の循環型農業ができなくなったこと。」（原告番号1206番・東山広幸・31頁）

「（林業従事者）私は自家林を所有しています。山菜、キノコを採取することができます

きなくなりました。せっかく楽しみにしていたしいたけの原木栽培も検査の結果100ベクレル以上の数値が出て廃棄せざるを得ませんでし」た。」（原告番号2245番・中村利男・31頁）

「（林業従事者）山森の場所場所など線量は全くわかりません。それでも今は山に入って作業しています。生活がかかっていますから入いらざるをえません（ママ）。」（原告番号2480番・木村一義・31～32頁）

「これまで米を購入してくれたお客様から断られたし、検査して合格した野菜を市場へ出しても、以前のような値段がつかず、生産の意欲がなくなった。」（原告番号2488番・木田利彦・32頁）

「米などから放射性物質が検出されないか不安がある。少しでも検出されたら、自分の生産物がすべて否定されているようで恐ろしい。

野菜以外にも、山菜やしいたけなどの栽培にも手を伸ばそうと思っていた矢先の原発事故のため、考えていた未来図が崩されてしまった。

原発事故後、イノシシ肉が汚染されてしまったため、イノシシ猟があまり行われなくなつたため、イノシシによる農作物の被害が著しく増加した。最近は、アイガモ農法もできなくなつて、米の収量はずいぶん少くなつてしまつた。」（原告番号1206番・東山広幸・35～36頁）

#### 第4 まとめ（被告国や被告東電による棄民政策を許してはならない）

このように、初期混乱期が一定程度収束した後においても、原告らは現在に至るまで、これまで見たような様々な被害を日々受け続けている。

原子力損害賠償紛争審査会は、2011(平成23)年12月6日、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(いわゆる中間指針追補)を公表した。この中間指針追補によると、原告らいわき市民は自主的避難等対象区域の滞在者と分類され、当該対象区域内に居住していた子供・妊婦の損害は40万円、それ以外の者の損害は一律8万円とされ、被告東電も

この中間指針追補に基づく賠償を行っている。

しかし、このような低額の賠償金は、これまで述べた原告らが本件原発事故後今まで受け続けてきた様々な被害、精神的苦痛を賠償するための金額としては極めて不十分である。このような見舞金程度の低額の賠償金で原告らの被害を押さえ込むことは、まさに被告国及び被告東電が一体となって本件原発事故の被害を過小評価し、原告ら被害者を切り捨てる棄民政策に他ならない。

これに対し、本件原発事故と同様に、重大な被害を引き起こした1986年の旧ソ連チェルノブイリ事故の被害者対策はどのようになされているのであろうか。これについては、チェルノブイリ事故の5年後に旧ソ連で成立したチェルノブイリ被災者保護法、通称「チェルノブイリ法」があり、その中で被害者の保護が図られている(甲 A155)。なお、このチェルノブイリ法は、旧ソ連の解体後、ロシア、ウクライナ、ベラルーシでも引き継がれている。

このチェルノブイリ法では、まず、原発事故の被害を補償する責任が国家にあることが明確に定められている。その上で、避難者は、空間線量が年間1ミリシーベルトを超える地域からの自主避難者、汚染地域の滞在者については、年間0.5ミリシーベルトを超える地域の住民も支援の対象となっている。

そして、支援の内容については、原告らのような放射能汚染地域の滞在者についてみると、保養費の支援、医薬品購入のための支援、非汚染地域からの食品購入のための費用の支援などがある。また、生涯健康診断を無料で受診することができ、年金その他の社会保障上の優遇制度もあるとされている。

このチェルノブイリ法による支援が、原発事故被害者に対する支援として必要十分なものか否かは議論のあるところであろう。しかし、少なくともチェルノブイリ原発事故において、国家の責任を明確化した上で、長年にわたって被害者に対する補償を行う制度が確立している。被告国が頑強に本件原発事故の責任を否定し、加害企業である被告東電と一体となって、上記のように見舞金程度の賠償のみで原発事故の被害者を切り捨てる棄民政策を行おうとするわが国の政策は、深刻な反省を迫られなければならない。

以上